

## 災害時のトイレ環境の確保に向けた支援協定を見直し

近年、自然災害が激甚化、頻発化しており、府内でも大規模な災害が発生し、多数の方が避難生活を余儀なくされることが想定されています。

災害対応においては、「第四次京都府戦略的地震防災対策指針」（令和7（2025）年5月策定）にあるとおり、被災地における断水時のし尿処理体制の確保により、避難所の衛生環境を確保することが大変重要です。避難所のトイレを継続的に利用できるようにするためには、仮設トイレ等にたまったし尿を定期的に回収し、し尿処理施設等に運搬する必要があります。

写真1-3-7 能登半島地震での仮設トイレ

（出典：輪島市資料）



写真1-3-8 バキューム車による

回収の様子（出典：環境省資料）



そのため、府では、平成15（2003）年に、し尿収集運搬事業者団体である京都府環境整備事業協同組合（以下「組合」という。）と協定を締結し、被災市町村からの支援協力要請があった場合には、府が組合にし尿の収集運搬等の支援を要請できる体制を整備したところですが、さらに災害時対応の実効性向上を図るため、令和6年能登半島地震における組合の支援経験も踏まえて協定内容を見直し、令和7（2025）年11月7日に変更協定を締結しました。

具体的には、組合が保有するバキューム車の配備状況や、市町村等のし尿処理施設の位置等について、府・組合間で平時から情報を共有するなど、災害時の広域的な支援を円滑化するための規定を盛り込みました。

今後とも、組合や市町村などと連携しながら、災害時におけるし尿や廃棄物の処理を適正かつ迅速に処理していくための体制の確保を進めていきます。

写真1-3-9 令和7（2025）年11月7日協定締結式

